

第480回岩手県青少年環境浄化審議会

日 時 令和5年9月8日(金)13時30分～

場 所 いわて若者カフェ(岩手県公会堂地下)

次第

1 開 会

2 審議会成立宣言

3 審議(諮問)事項

青少年のための環境浄化に関する条例第10条第1項(第10条の2第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づく青少年に不健全な図書類の指定の適否について

4 そ の 他

5 閉 会

【添付】

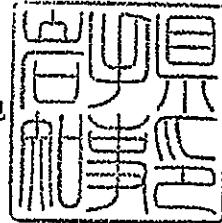
「青少年に不健全な図書類の諮問について」謄本(令和5年9月1日付、若第265号)



若 第 265 号
令和 5 年 9 月 1 日

岩手県青少年環境浄化審議会会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也



青少年に不健全な図書類について（諮問）

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和 54 年岩手県条例第 35 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく青少年に不健全な図書類として、指定することの適否について意見を求めます。

記

図書類 別紙「諮問不健全図書一覧表」のとおり

諮詢不健全図書一覧表

[令和5年9月8日(金) 開催]

番号	種類	名称等	発行所名	発売元名	発行(発売)月日
1	雑誌	実話ナックルズ GOLD Vol. 33	株式会社大洋図書	株式会社大洋図書	令和5年8月20日
2	"	実話 BUNKA タブー 10月号	株式会社コアマガジン	株式会社コアマガジン	令和5年10月1日
3	"	週刊実話ザ・タブー 週刊実話増刊 10月7日号	株式会社日本ジャーナル出版	株式会社日本ジャーナル出版	令和5年10月7日
4	"	実録 JOKER 9月号	株式会社ダイアプレス	株式会社ダイアプレス	令和5年7月27日

青少年のための環境浄化に関する条例に基づく 指定及び要請に関する審査基準

1 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの。

- | | |
|---|---|
| 1 | 男女の肉体を露骨に表現、描写するなど、性的羞恥心を害し、又は卑猥な感じを与えるもの |
| 2 | 性行為を露骨に表現、描写し、又は容易に連想させて、卑猥な感じを与えるもの |
| 3 | 性行為に至るまでの方法、過程、行動、感情等を刺激的に表現、描写したもの |
| 4 | 医学的その他学術的な内容のものであっても、性に関する表現、描写又は演出が必要以上に不自然に表現しているもの |
| 5 | 近親相姦、乱交等の背徳的な性行為又は変態的、暴力的若しくは異常性行為を表現、描写しているもの |
| 6 | デザイン等の表現から性行為を連想させ、刺激的な感じを与えるもの |
| 7 | 性的器具等の使用を露骨に表現、描写しているもの |
| 8 | 人に卑わいな行為を擬似的に体験させるもの |
| 9 | その他著しく青少年の性的感情を刺激するおそれの強いもの |

2 著しく青少年の粗暴な行為又は残虐な行為を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの。

- | | |
|---|--|
| 1 | 社会道徳に反する暴力を容認し、又は讃美するような表現、描写をしているもの |
| 2 | 処刑等残虐な行為の場面又は殺傷による肉体的苦痛若しくは言語等による精神的苦痛を刺激的に表現、描写しているもの |
| 3 | 凶悪な犯罪その他反社会的行為の準備、実行行為の手段、方法等を詳細かつ刺激的に表現、描写しているもの |
| 4 | 肉体(死体を含む)の切断、損壊の状況、経過を詳細かつ具体的に表現、描写しているもの |
| 5 | 動物の虐待を表現、描写しているもの |
| 6 | 人に残虐な行為を擬似的に体験させるもの |
| 7 | その他著しく青少年の粗暴又は残虐な行為を誘発助長するおそれの強いもの |

3 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの。

- | | |
|---|--|
| 1 | 刑罰法規に触れる行為又は自殺の手段を、模倣できるように詳細かつ具体的に表現、描写しているもの |
| 2 | 刑罰法規に触れる行為又は自殺を肯定若しくは賛美し、かつ、勧めそそのかすような表現、描写をしているもの |
| 3 | 暴力団、暴走族等の反社会的団体や人を容認し、又は英雄視するような表現、描写をしているもの |
| 4 | 人に刑罰法規に触れる行為を擬似的に体験させるもの |
| 5 | その他著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発助長するおそれの強いもの |

審査メモ

諮詢図書	1	2	3	4
種別	雑誌	雑誌	雑誌	雑誌
図書名 審査基準	実話ナックルズ GOLD Vol.33	実話 BUNKA タブー 10月号	週刊実話 ザ・タブー 10月7 日号	実録 JOKER 9月号
審 查 基 準	1	1	1	1
	2	2	2	2
	3	3	3	3
	4	4	4	4
	1 5	5	5	5
	6	6	6	6
	7	7	7	7
	8	8	8	8
	9	9	9	9
2	1	1	1	1
	2	2	2	2
	3	3	3	3
	4	4	4	4
	5	5	5	5
	6	6	6	6
	7	7	7	7
3	1	1	1	1
	2	2	2	2
	3	3	3	3
	4	4	4	4
	5	5	5	5
個別指定の要否	要 否	要 否	要 否	要 否

◎ 審査基準の該当番号に「○:有害」、「△:やや有害」印を付けてください。

◎ 指定の要否については、該当文字に○印を付けてください。

個別指定の 要否の理由				
----------------	--	--	--	--